

# 2021年改正特許法のご紹介

2021.10

## Contents

- **拒絶査定に対する不服審判請求期間の延長**
- **再審査請求期間の対象及び期間拡大**
- **分離出願制度の導入**
- **分割出願の優先権主張自動認定制度導入**
- **特許法上、韓国内の優先権主張出願対象を拡大**
- **実施中の共有特許権者の保護**

# 拒絶査定に対する不服審判請求期間の延長

## (特許法132条の2, 52条1項2号及び53条1項1号)

### □ 改正趣旨

現行の拒絶査定に対する審判の請求期間は、特許拒絶査定謄本が送達された日から30日以内で、世界主要国に比べて短いため、審判請求人が審判準備のための期間を確保するために期間を延長したり審判を請求したりした後に、請求の理由を補正するなど、不必要な手続きとそれに伴う費用が追加で発生する問題点を補完。

### □ 改正内容

特許拒絶査定等に対する審判の請求期間を現行の30日から**3ヶ月**に延長する。

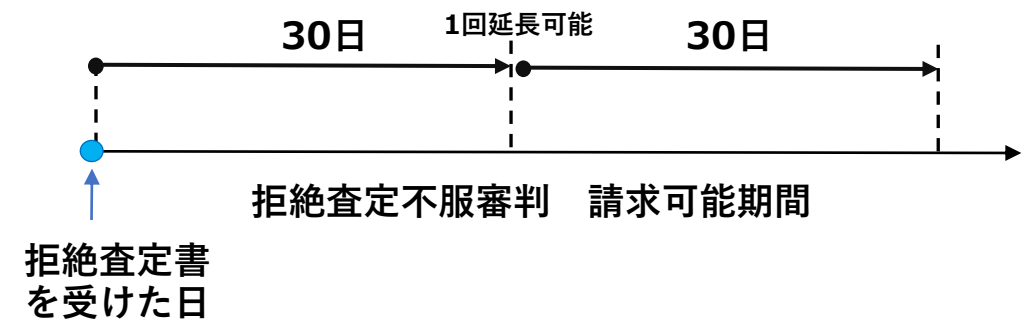
### □ 適用対象

**2022年4月20日以降に出願された特許出願から適用する。**

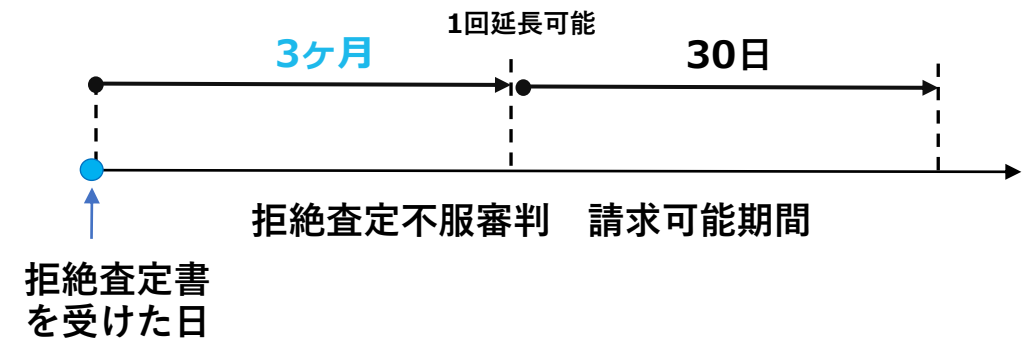
# 拒絶査定に対する不服審判請求期間の延長

(特許法132条の2, 52条1項2号及び53条1項1号)

## □ 現行特許法



## □ 改正特許法



# 再審査請求期間の対象及び期間拡大

(特許法67条の21項及び3項)

## □ 改正趣旨

特許査定以降は請求範囲の変更手続きが煩わしく、市場状況に応じた適切な権利行使ができず、より強力な特許権の確保が困難だけでなく、出願人が訂正したい内容が含まれた状態で特許査定された場合、これを訂正するためには訂正審判を請求する方法しかなく、再審査の請求期間が30日と短く、再審査を請求する際に提出しなければならない補正書を作成するために十分な期間が必要であるという要求が増加。

## □ 改正内容

再審査の請求対象を現行の特許拒絶査定された特許出願から**設定登録前の特許査定された特許出願まで拡大**し、再審査の請求期間を**3ヶ月**に延長。

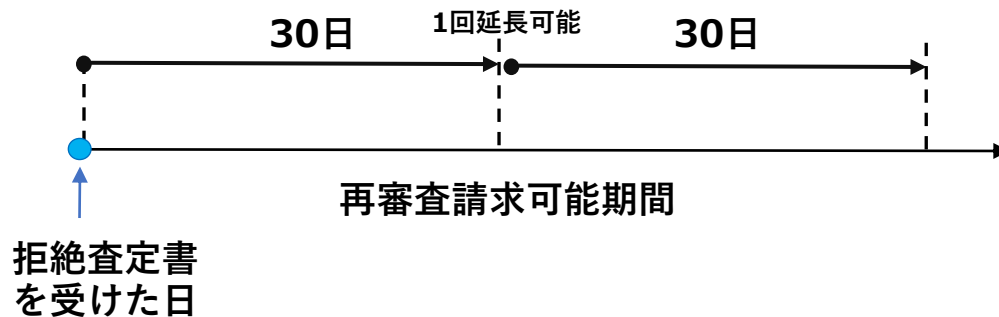
## □ 適用対象

**2022年4月20日以降に拒絶査定書を受けた特許出願から適用する。**

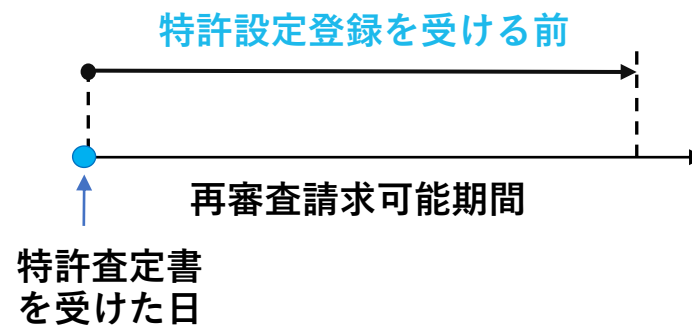
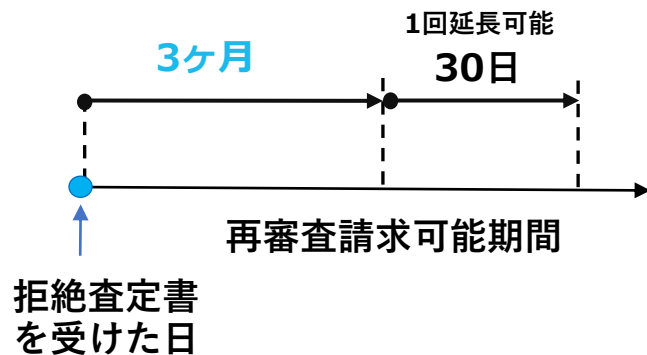
# 再審査請求期間の対象及び期間拡大

(特許法67条の21項及び3項)

## □ 現行特許法



## □ 改正特許法



# 分離出願制度の導入

(特許法52条8項及び52条の2, 59条3項など)

## □ 改正趣旨

現行の分割出願は、特許拒絶査定の際の謄本の送達を受けた日から30日以内の期間まで可能であり、出願人は特許拒絶査定の際の審判を請求しながら、請求が棄却される場合に備えて出願しなくてもよい分割出願をすることにより、不必要な追加費用を支出することになり、審判の請求が棄却される場合には、請求範囲に記載された発明の中に登録可能な発明があっても救済が不可能で、出願人の特許取得機会が制限されるという問題を補完。

## □ 改正内容

### ○ 分離出願可能期間

拒絶査定不服審判請求が棄却された後、**審決取り消し訴訟提起期間(棄却審決謄本を受けた日から30日)**

### ○ 分離出願可能範囲

審査官が**拒絶査定の対象としなかった請求項、その請求項の減縮、誤記の訂正、記載の明確化(違反時拒絶理由対象)**

### ○ 審査請求可能期間

**分離出願日から30日以内**に審査請求可能。

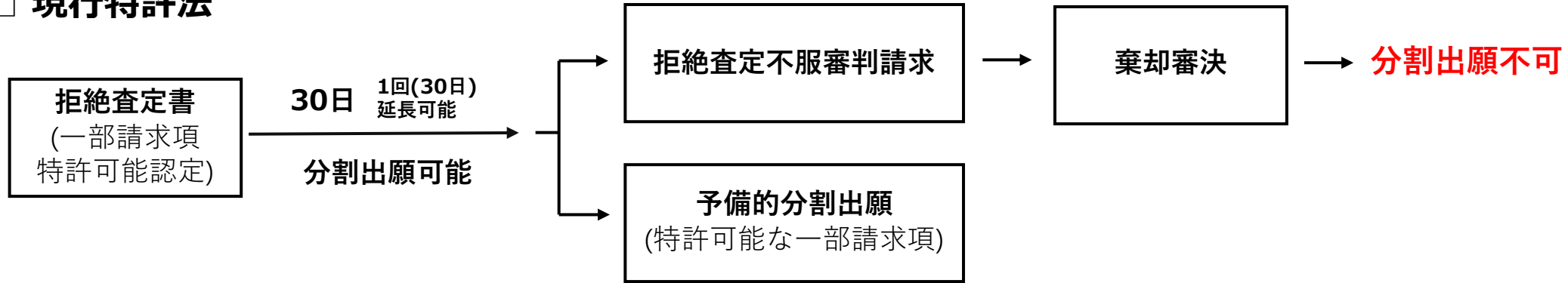
## □ 適用対象

**2022年4月20日以降に特許拒絶査定に対する審判が請求された特許出願から適用する。**

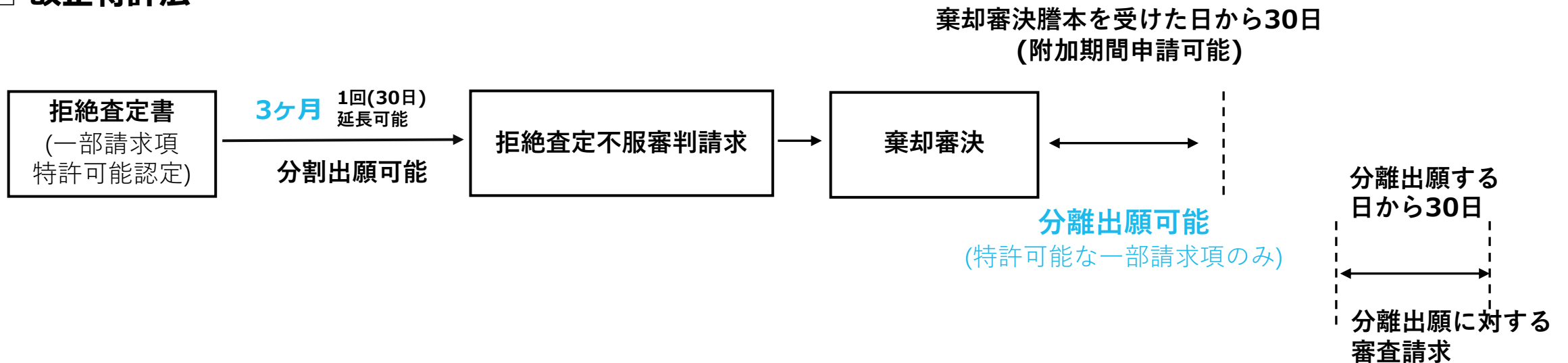
# 分離出願制度の導入

(特許法52条8項及び52条の2, 59条3項など)

## □ 現行特許法



## □ 改正特許法



# 分割出願の優先権主張自動認定制度導入

## (特許法52条4項から7項)

### □ 改正趣旨

原出願が適法に優先権主張及び証明書類を提出した場合でも、その分割出願について同じ手続きを踏ませることにより、不必要な行政処理が発生し、出願人の単純なミスや誤認・混同により分割出願時の優先権主張を欠けた場合には、分割出願が自らの原出願により拒絶査定される問題を補完。

### □ 改正内容

原出願が適法に優先権の主張等をした場合に、その分割出願についても、優先権の主張及び証明書類を提出したものとみなす。  
**(分割出願の優先権の主張及び証明書類の提出省略)**

### □ 適用対象

**2022年4月20日以降に分割出願された特許出願から適用する。**

# 特許法上、韓国内の優先権主張出願対象を拡大 (特許法55条1項2号・4号及び特許法56条1項2号)

## □ 改正趣旨

特許出願日から1年以内の場合には、特許拒絶決定の謄本の送達を受けた日から30日まで優先権主張出願をすることができる反面、登録決定謄本の送達を受けた場合には、その日に特許査定が確定し、特許出願日から1年以内であっても、これを基に優先権主張出願をすることができず、これによって改良された発明で出願できないという問題を補完。

## □ 改正内容

特許査定された場合でも設定登録をしていなければ出願日から1年以内に優先権主張出願ができるように、優先権主張出願の対象を特許査定された特許出願に拡大する(韓国国内優先権出願に適用, パーリルートの優先権出願には未適用)。

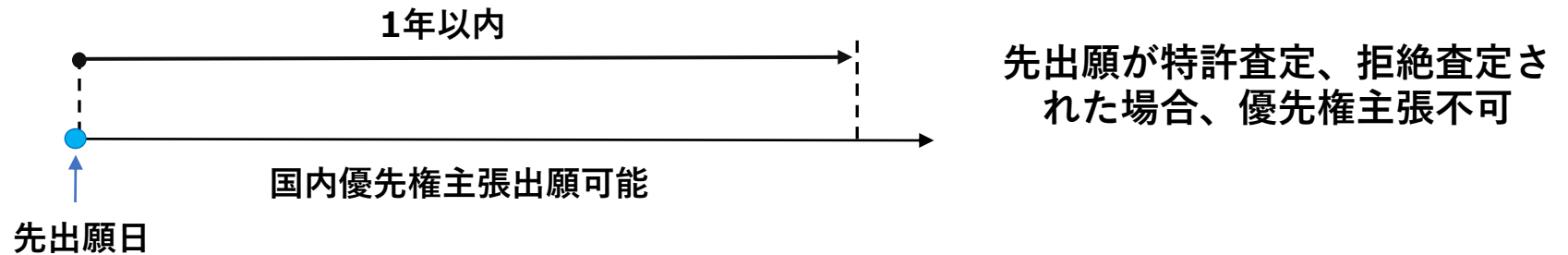
## □ 適用対象

**2022年4月20日以降に特許拒絶査定、特許査定、特許拒絶査定取り消し審決謄本を受けた特許出願から適用する。**

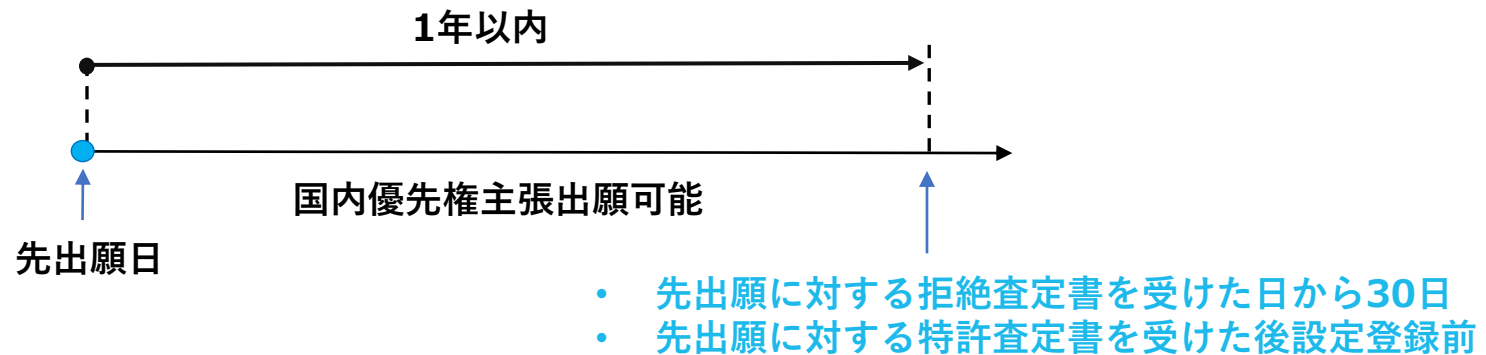
# 特許法上、韓国内の優先権主張出願対象を拡大

(特許法55条1項2号・4号及び特許法56条1項2号)

## □ 現行特許法



## □ 改正特許法



# 実施中の共有特許権者の保護

## (特許法122条)

### □ 改正趣旨

共有特許権が共有物分割請求され、他の特許共有者が本人の意思とは関係なく競売により特許持分を喪失した場合、特許侵害を回避するためには実施事業を中断しなければならないという問題があり、実施中の他共有特許権者の実施事業を保護するための制度的装置が必要。

### □ 改正内容

**共有物分割請求により特許権が他人に移転される場合、共有特許権者に通常実施権を付与**するようにし、通常実施権を受けた共有特許権者は競売などにより特許権を移転された特許権者に相当な代価を支払うようにする。

### □ 適用対象

**2022年4月20日以降に共有特許権が分割請求された場合から適用する。**



**宋&申 特許法律事務所**

弁理士 宋 承弼

弁理士 申 鉉守

[info@ssiplaw.co.kr](mailto:info@ssiplaw.co.kr)